男女共同参画推進審議会　資料３
令和３年５月１３日

小平アクティブプラン２１（第四次小平市男女共同参画推進計画）体系図案

【国】第５次男女共同参画基本計画（令和２年１２月２５日閣議決定）

政策領域

- Ⅰ　あらゆる分野における女性の参画拡大
- Ⅱ　安全・安心な暮らしの実現
- Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- Ⅳ　推進体制の整備・強化

重点的に取り組む１１の個別分野

- ▼第2分野　雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ▼第3分野　地域における男女共同参画の推進
- ▼第1分野　政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ▼第3分野　地域における男女共同参画の推進
- ▼第10分野　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- ▼第6分野　男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- ▼第7分野　生涯を通じた健康支援
- ▼第5分野　女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ▼第9分野　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ▼第8分野　防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- ▼第10分野　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 該当無し
  - ▼第4分野　科学技術・学術における男女共同参画の推進
  - ▼第11分野　男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

小平アクティブプラン２１（第三次）（平成２９(2017)年度～令和３(2021)年度）

基本目標

- Ⅰ　男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現
- Ⅱ　あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援
- Ⅲ　さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし
- Ⅳ　男女共同参画の推進体制の強化と環境の整備

施策と施策の方向性

Ⅰ
- 1　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり
  - ①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供
  - Ⅲ-1意識の醸成へ
- 2　仕事と生活の両立の支援
  - ①ライフスタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護
  - ②男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進　重点!!
  - ③男性の地域活動参加の推進

Ⅱ
- 1　女性の職業生活における活躍支援
  - ①女性の就業継続・活躍の支援　重点!!（女性活躍計画）
  - ②あらゆる分野における女性活躍に向けた現状把握
  - Ⅲ-2-① 現状把握へ
- 2　政策・方針決定過程への男女共同参画
  - ①市役所における女性活躍の推進
  - ②委員会・審議会における男女共同参画の推進
- 3　あらゆる場での男女共同参画意識の醸成
  - ①地域活動に魅力を感じる意識づくり
  - ②学校教育における男女共同参画の推進

Ⅲ
- 1　さまざまな困難を抱える人々の安全な暮らしへの環境整備
  - ①生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実
  - ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 2　女性の生涯にわたる健康施策の推進
  - ①健康保持、健康づくりへの支援
  - ②妊娠、出産等に関する健康支援
- 3　女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進（配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画）
  - ①配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実　重点!!
  - ②ハラスメントやストーカーへの対策
  - ③相談機能の一層の充実

Ⅳ
- 1　男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備
  - ①男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり
  - ②男女共同参画の視点に立った表現の浸透
- 2　男女共同参画の推進体制の整備・強化
  - ①男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進
  - ②市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

小平アクティブプラン２１（第四次）（令和４(2022)年度～令和９(2027)年度）

基本目標

- Ⅰ　男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の実現
- Ⅱ　さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし
- Ⅲ　あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化

施策と施策の方向性

Ⅰ
- 1　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
  - ①ライフスタイルの多様化に対応した就労支援　重点!!
  - ②家庭生活（家事、子育て、介護等）でのワーク・ライフ・バランスの推進　重点!!
  - ③くらし豊かにする地域活動の推進　重点!!
- 2　女性の職業生活における活躍支援（女性の職業生活における活躍の推進計画）
  - ①働く場における女性の就業・活躍の支援
  - NEW②市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 3　政策・方針決定過程への男女共同参画
  - ①市役所における女性活躍の推進
  - ②委員会・審議会における男女共同参画の推進

Ⅱ
- 1　さまざまな困難を抱える人々の安心・安全な暮らしへの環境整備
  - ①生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実
  - ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
  - NEW③多様な性（性的指向、性自認）への理解促進と尊重
- 2　人生100年時代、生涯にわたる健康施策の推進
  - ③健康保持、健康づくりへの支援
  - ②妊娠、出産等に関する健康支援
- 3　あらゆる暴力の根絶のための施策の推進（配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画）
  - ①配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実　重点!!
  - ②ハラスメントや性暴力等への対策
  - ③相談機能の周知と一層の充実

Ⅲ
- 1　あらゆる場での男女共同参画意識の醸成
  - ①地域生活における男女共同参画の推進
  - ②学校教育における男女共同参画の推進
  - NEW③固定的役割分担意識、無意識の思込みの解消　重点!!
- 2　男女共同参画の推進体制の整備・強化
  - ①小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進、男女共同参画推進計画の進行管理と女性活躍に向けた現状把握
  - ②性別にとらわれることのない、災害に強い地域づくり
  - ③市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

数値目標

- 育児休業を利用した、という男性の割合
- 保育施設等における保育定員数、学童クラブの定員数
- 地域活動に参加しているという人の割合
- 自治会長の女性割合
- 結婚、出産、育児を理由とした退職経験はない、という女性の割合
- 事業所の育児休業取得率と介護休業取得率
- 事業所の年次有給休暇取得日数と時間外労働時間
- 問題になったハラスメントが特にない事業所割合
- 年次休暇平均取得率、男性職員の育児休業取得率
- 管理職、係長以上の女性割合
- 部長職、課長職、課長補佐職、係長職の女性割合
- 委員会・審議会の女性の割合
- 生活困窮者自立支援事業の新規相談受付人数
- 60～69歳までの就業率
- 性的マイノリティの認知度
- 健康寿命
- 保健師等による妊婦への面接の実施率
- 平手で打つをどんな場合でも暴力にあたると思う人の割合
- 変更⇒何を言っても長時間無視し続けるがどんな場合でも暴力にあたると思う人の割合
- 女性相談の相談件数
- 男女の平等に関する授業を実施した小・中学校の割合
- 職場で男女差別と感じられることはない、と思う人の割合
- 男女共同参画社会が実現されていると思う市民の割合
- 『小平市男女共同参画推進条例』を知っている人の割合
- 男女共同参画に関する啓発等の企画数
- 防災に関する出前講座の参加者数
- 防災会議の女性割合

事業項目

Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の実現
- 1-①　就労（再就職）・起業・創業支援、就労に関する情報提供、WLBに関する啓発・情報提供（保育付き）
- 1-②　家事：男性料理教室、家事子育て講座
  子育て：子育て支援講座（ともに子育てするための意識づくり（両親学級、父親の子育て参画促進））、保育の充実、地域の子育て支援の推進、子育て・女性相談関係機関との連携、男性の育休取得促進
- 1-③　地域活動へのきっかけづくり、子育て世代の参加しやすい保育付講座の充実、サークルの育成と支援、シニア世代の活動支援の充実、地域における活動支援、人財の森、自治会懇談会開催
- 2-①　WLBの取組把握、国・都の両立支援金等の支援情報の提供、事業者懇談会の開催、WLB意識の醸成、働きやすい職場環境づくり（働き方改革（多様な働き方）・ハラスメント防止）
  NEW　多様な働き方の啓発、女性が就労継続することへの理解を広める、行動計画策定支援、えるぼし認定制度の周知
- 2-②　NEW　男性の育児休業率の向上、有給休暇取得の増
- 3-①　特定事業主行動計画の職員周知、目標達成のための取組、職員の意識改革、職場環境の整備、職員研修の実施
- 3-②　小平市の委員会・審議会の女性割合を毎年公表、女性割合が50%となるよう推進

Ⅱ さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし
- 1-①　生活困窮者・ひとり親家庭等へのきめ細かい支援
- 1-②　高齢者、障がい者、外国人等へ向けた人権意識の啓発、情報提供
- 1-③　NEW　学校における人権教育、中高生向け講座での啓発、情報提供、展示
- 2-①　健診の実施と健康づくりに向けた知識の普及、健康相談、介護予防講座、健康・体力づくりの推進
- 2-②　妊娠・子育て等に必要な情報提供（妊婦面談、乳児家庭全戸訪問、子育て世代包括支援センター(妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援)、ハローベビークラス）、母性保護に関する事業の推進（妊娠SOS相談事業）、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の概念の定着
- 3-①　暴力と人権侵害防止に関する知識の普及・啓発、女性相談と関係課との連携、窓口職場に対する庁内連携会議、住民情報システム連携会議（支援措置）
- 3-②　ハラスメントや性暴力等の防止のための意識啓発と情報提供、デート
- 3-③　相談体制の充実

Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化
- 1-①　WLBの意識醸成、地域活動へのきっかけづくり
- 1-②　人権施策推進指針に基づく教職員研修の充実、発達段階に応じた男女平等教育（内閣府教材を使用）、スクールカウンセラーによる個別相談、デートDV防止啓発講座の実施、NEW　性別にとらわれないキャリア教育の実施
- 1-③　年少期からの男女共同参画意識の醸成、意識啓発と情報提供（広報誌、パネル展示、元気村まつり）、市発行物作成にて性別に偏らない表現、画像をということの周知
  性別にとらわれない表現の浸透⇒情報自体が間違っていなくても、立場や視点の違いから伝わる内容が異なることがあることを知る（メディア・リテラシー）、NEW　SDGsジェンダー平等
- 2-①　条例の推進・周知、計画に基づいた推進状況の把握と分析、実態調査からの分析、ジェンダー統計
- 2-②　避難所運営への女性の参画、避難行動要支援者への支援、NEW　性別によるニーズの違いに配慮した避難物資の整備
- 2-③　庁内本部、推進委員会などで全庁的な取組の推進、庁内連携による推進、地域団体への女性登用の協力要請、利用登録団体と協働による推進、男女共同参画センターの運営推進

【国】第５次男女共同参画基本計画（令和２年１２月２５日閣議決定）

重点的に取り組む１１の個別分野

- ▼第2分野　雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ▼第3分野　地域における男女共同参画の推進
- ▼第1分野　政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ▼第6分野　男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- ▼第7分野　生涯を通じた健康支援
- ▼第5分野　女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ▼第4分野　科学技術・学術における男女共同参画の推進
- ▼第10分野　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- ▼第9分野　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ▼第8分野　防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- ▼第11分野　男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

政策領域

- Ⅰ　あらゆる分野における女性の参画拡大
- Ⅱ　安全・安心な暮らしの実現
- Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- Ⅳ　推進体制の整備・強化